

免許人住所・無線設備の常置場所を変更する場合の記載例

アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書（特例様式）
令和 5年 9月 25日
北海道総合通信局長（注1）殿
提出日（郵送の場合は投函日）を記載して下さい。

以下のことについて、アマチュア局の変更の許可を受けたい（変更した）ので、下記のとおり申請（届出）します。

（申請（届出）にあたり、無線局免許手続規則第12条第1項（第25条第1項において準用する場合を含む。）に規定する書類を添えます。）

- 無線設備の増設・取替・撤去（電波法第17条）
- 電波の型式並びに周波数及び空中線電力（一括して表示する記号）の変更（電波法第19条）（無線従事者免許証の番号の変更を伴う場合を含む。）
- 免許人住所の変更（電波法第21条）
- 無線設備の常置場所の変更（施行規則第43条）
- 呼出符号の変更（電波法第19条）
- その他の変更（注2）

該当する口にチェックして下さい。
住所・常置場所とも変更する場合は
両方にチェックして下さい。

記

1 申請（届出）者（注3）

住所	〒（060-1000） 札幌市中央区×条×丁目×-× 国籍（外国人のみ記載） []
氏名	フリガナ ホッカイ タロウ 北海 太郎

2 変更の対象となる無線局に関する事項（注4）

① 無線局の種別及び局数	アマチュア局 1局	無線局免許状に記載されている呼出符号・免許の番号を記載して下さい。
② 呼出符号	JO8000	
③ 免許の番号	北A第123456号	
④ 備考		

3 申請（届出）の内容に関する連絡先

氏名	フリガナ <input checked="" type="checkbox"/> 上記1と同じ	平日の日中に連絡可能な電話番号を記載して下さい。
電話番号	090-1234-5678	
電子メールアドレス	taro@xx.xx.jp	

無線局事項書及び工事設計書（注5）

4	免許の番号	上記2③と同じ				
5	申請（届出）の区分	変更				
6	住所及び氏名	上記1と同じ				
7	無線従事者免許証の番号	<input type="checkbox"/> 無線従事者免許 同時申請	同時申請の資格			
			国家試験受験番号			
			修了証明書の番号			
8	無線局の目的・通信事項	アマチュア業務用・アマチュア業務に関する事項				
9	呼出符号					
10	無線設備の常置場所	住所	<input type="checkbox"/> 上記1及び6の住所と同じ 札幌市北区×条×丁目×-×			変更後の常置場所が「1」の住所と同じ場合はチェックを入れ、常置場所の記載を省略できます。
11	移動範囲	移動する（陸上、海上及び上空）				
12	電波の型式並びに希望する周波数及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 指定可能な全ての電波の型式、周波数及び空中線電力				
13	変更する欄の番号	<input checked="" type="checkbox"/> 6	<input type="checkbox"/> 7	<input type="checkbox"/> 9	<input checked="" type="checkbox"/> 10	<input type="checkbox"/> 12 <input type="checkbox"/> 15
14	備考					
15 工事設計書	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
		適合表示無線設備の番号				
	第 送信機	変更の種別	<input type="checkbox"/> 取替 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 撤去			
適合表示無線設備の番号						
その他の工事設計		<input type="checkbox"/> 電波法第3章に規定する条件に合致する。				

【注意事項】

1. 申請様式について

この様式は、次の全てに当てはまるアマチュア局に限り使用できます。

- (1) 空中線電力が50W以下の無線設備を使用するもの
- (2) 適合表示無線設備のみを使用するもの
- (3) 移動するもの
- (4) 個人が開設するもの（クラブ局は不可）
- (5) 人工衛星等のアマチュア局でないもの

※上記を満たさないアマチュア局を開設する場合は一般用の様式を使用下さい。

2. 提出書類について

○アマチュア局変更等申請書及び届出書並びに無線局事項書及び工事設計書 1部

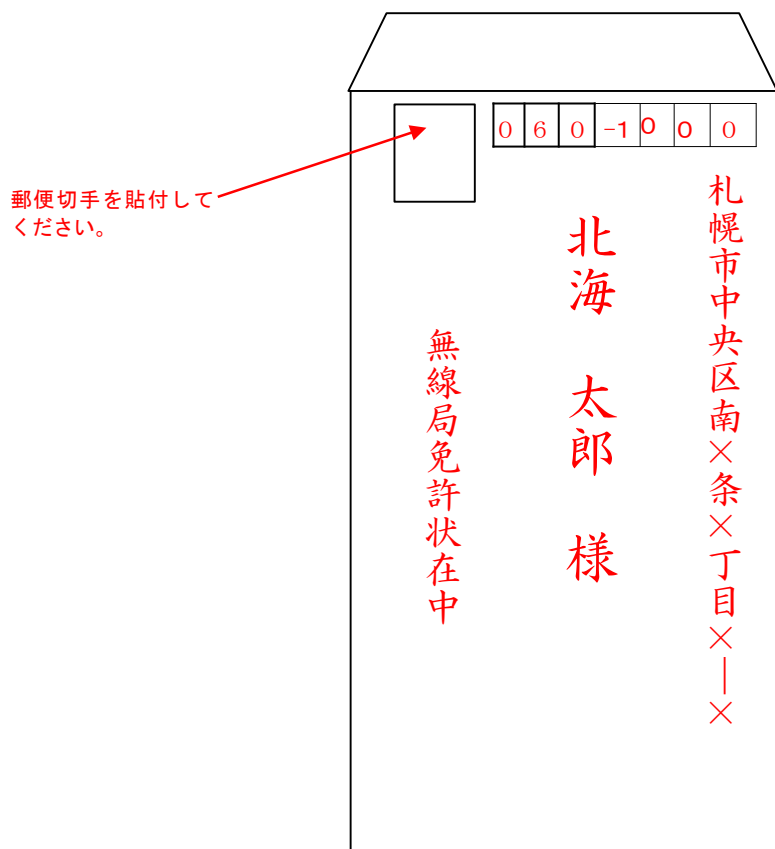
○返信用封筒（切手貼付）

※当局で免許状の受理を希望する場合は、返信用封筒は不要です。

※現在お持ちの免許状の記載内容に変更が生じない変更で、免許状の交付を希望しない場合は、返信用封筒は不要です。

※返信用封筒に記載の住所と申請書に記載の住所が異なる場合は、異なる理由を記載したメモ書きを申請書に添付してください。

<返信用封筒の記載例>



定型内封筒に当局で免許状を入れて送付する場合は、免許状の大きさはA5サイズ（縦約148mm×横約210mm。A4サイズの半分の大きさ）のため、免許状を折り曲げてお送りすることになります。

この折り曲げを避ける場合は、A5サイズ以上が入る大きさの封筒を提出してください。

【提出先】

〒060-8795
札幌市北区北8条西2丁目

北海道総合通信局
陸上課第一私設担当